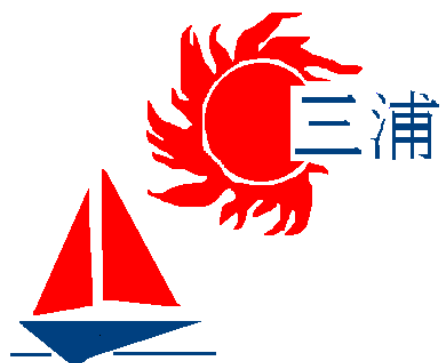


令和3年度

ディスクロージャー



自然の味・健康野菜

三浦市農業協同組合

※ 記載した金額は、表示単位未満を切り捨て表示していますので、合計と合致しない場合があります。

## 【経営方針と業績】

### 1. 経営方針

農業を営む環境がますます厳しくなっています。このような状況の中で、組合員さんが安定した農業経営を行い、より確かな収入を得られるよう、当組合の総合事業としての強みを活かし、お役に立てるよう努力していきます。

センター構想など施設の整備につきましては、引き続き、財務状況を見ながら検討し、すすめてまいります。

### 2. 勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

### 3. 事業の概況

三浦農業にとっては、強い向かい風が吹き荒れた厳しい一年となってしまいました。コロナ禍が続くなか、海外諸国の急激な情勢変化により肥料をはじめとする資材が高騰する一方、野菜価格の低迷の影響を受け、苦しい経営状況が続いている三浦にとってはさらなる痛手となりました。

近年安定した販売が続いてきた春キャベツではありましたが、各産地の出荷が重なったこともあり、年度初めから思いもよらない安値での展開となりました。

また、スイカについては2年続きの安値からは脱却したものの、期待を込めたダイコン、早春系キャベツは、野菜全体に豊作基調であったことも影響、特にダイコンについては、昨年同様太物の自主的な出荷調整など、早くから皆さまのご協力をいただいたにもかかわらず、緊急需給調整事業の発動対象となり、圃場での廃棄処分をお願いすることになるなど、苦渋の選択をする結果となりました。

人と人との交流制限が続く中、各種検討会や座談会など思うように開催することができない状況でしたが、国の支援事業に係わるお手伝いや、新たな三浦ブランド作り、高品質な作物を作るための試作試験など例年のことではありますが、組合員の皆さまのご協力をいただき実施しました。引き続き、営農活動のお手伝いをしてまいります。

肥料関係については、JAグループなどの協力をいただき、少しでも価格を抑えられるよう前倒しの発注などをして対応させていただきました。

信用共済事業については、店舗窓口の営業時間の短縮や、渉外活動の自粛で組合員の皆さまには大変ご不便ご迷惑をおかけしましたが、ご理解いただきましたこと、お礼申し上げます。信用事業では、地域活性化応援プログラムの一環としての助成事業を展開、共済事業では、契約内容の点検、見直しや、新規ご加入のおすすめなど、農業経営に少しでもお役に立てるよう、組合員の皆さまのよき相談相手であることを目指してまいりました。

#### 4. 最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、人、%)

項目	29年度	30年度	31年度	前年度	本年度
事業収益	6,174	5,622	5,442	5,398	4,726
信用事業収益	201	213	183	178	173
共済事業収益	99	97	96	105	98
農業関連事業収益	4,817	4,252	4,224	4,373	3,697
その他事業収益	1,057	1,058	938	741	756
経常利益	151	117	57	107	55
当期剰余金	117	77	63	60	40
出資金	629	597	596	596	589
(出資口数：千口)	(1,259)	(1,195)	(1,192)	(1,193)	(1,179)
純資産額	2,968	2,944	2,950	3,004	2,994
総資産額	35,128	32,248	31,508	32,685	32,188
貯金等残高	30,544	27,691	26,556	27,887	27,973
貸出金残高	1,428	1,328	1,613	1,440	1,382
剰余金配当金額	69	56	6	46	26
出資配当	9	6	6	6	6
事業利用分量配当	60	50	—	40	20
職員数	104	100	89	91	89
単体自己資本比率	19.67	19.49	19.72	19.91	18.80

(注) 1. 事業収益、当期剰余金は、それぞれ、銀行等の経常収益、当期純利益に相当するものです。

2. 信託業務の取り扱いはありません。

3. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

## 【トピックス】

### 1. トピックス

#### 南部営農センターの完成

令和2年7月から建て替え工事をしていた三崎事業所は、令和3年6月に無事に完成し、竣工式を行いました。

工事期間中は、仮設店舗での営業、ATMの休止など、組合員の皆さま、ご利用者の方々にはご不便をおかけいたしました。

三崎事業所は、南部営農センターと名称を変更して令和3年7月1日から営業を開始しました。

#### 三浦市農協オンラインショップ

三浦野菜の販路や消費拡大、認知度向上などを目的として、インターネット販売を行っています。SNSなどを活用しながら『三浦市農協オンラインショップ』を知っていただき、旬の三浦野菜をお届けしました。ご注文を受けてから畑で収穫し、お届けしている商品もあり、多くのお客さまからご注文をいただいています。

#### 販売促進活動

昨年に引き続き、大手洋菓子メーカー「株式会社ありあけ」とコラボし、味やパッケージにもこだわり、幅広い世代に味わってもらえるよう試作を重ね開発した『横濱ハーバー三浦こだわりかぼちゃパウンドケーキ』を数量限定で販売しました。

また、大手食品メーカー「石井食品株式会社」ともコラボし、『神奈川県三浦のキャベツを使ったトマトソースハンバーグロールキャベツ風』を今年度も期間限定販売をしました。

#### 『本春（ほんばる）キャベツ』空輸プロジェクト

日本航空（JAL）と協力し、北海道（札幌）で『本春（ほんばる）キャベツ』のイベント販売を行いました。北海道への農産物を出荷する場合、通常であれば販売までに早くても収穫後3日経過するため、鮮度を維持したまま販路の拡大が難しいのが現状でしたが、早朝に収穫した『本春キャベツ』を三浦市を朝5時に出発し、JAL便にて空輸し、当日の午後1時半に札幌市内のスーパーに到着、店頭に並び、新鮮な本春キャベツを販売することを実現しました。

本春キャベツの空輸プロジェクトは、3月18日からスタートし、4月22日まで月曜日と金曜日の週2回、行いました。

### 2. 農業振興活動

三浦野菜の安全・安心と農業所得増大のため、生産者に栽培履歴、農薬防除履歴、GAP「農業生産工程管理手法」の記帳、提出の徹底をお願いしています。また、生産活動への支援として営農座談会、野菜の栽培試験や巡回指導など、生産性の向上のためのお手伝いを地域密着型でお手伝いしています。

### 3. 地域貢献活動

当組合は、三浦半島の先端に位置する三浦市を事業区域として、組合員が協同してその農業の生産能率を上げ、経済状態を改善し、社会的地位を高めることを目的とする協同組織であり、また、地域農業の活性化に資する地域金融機関でもあります。

当組合の資金は、その大半がダイコンやキャベツなどを販売した組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な「お金」を源泉とし、農業をする上で必要とする組合員などにご利用いただいています。

当組合は、地域の一員として農業の発展と健康で豊かな地域社会に向けて、事業活動を展開し、地域の協同組合として農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

#### (1) 地域からの資金調達の状況

##### ① 貯金・定期積金残高

ダイコンやキャベツなどを販売した組合員からの「お金」をはじめ、地域の利用者の皆さまからお預かりした貯金の残高は、279億7,337万8千円（うち定期積金1億439万0千円）となっています。

#### (2) 地域への資金供給状況

##### ① 貸出金残高

農業をする上で必要とする組合員をはじめ、ご利用者の皆さまへの貸出金の残高は、13億8,245万7千円となっています。

◇ 令和4年3月末資格別貸出金残高（農業制度資金を含む。）

【単位：千円】

区 分	残 高
組合員等	1,369,665
そ の 他	12,791
合 計	1,382,457

##### ② 農業制度資金

農業経営の改善を図り、農業の近代化を推進することなどを目的とし、県などが利子補給を行うことにより農業者に対し低利な貸付けを行うことができるなどの農業制度資金を取り扱っています。

令和4年3月末現在、当組合の資金を原資とする農業制度資金の貸出金残高は、2億200万5千円となっています。

#### (3) 文化的・社会的貢献に関する事項

##### ① 文化的・社会的貢献に関する事項

###### ・ 健診のお手伝い

三浦市主催の集団健診に多くの方に参加していただけるよう、生産組合長さんにご協力をいただいとりまとめを行い、健診日と結果報告会をお手伝いさせていただいています。引き続き、受診をおすすめしていきます。

###### ・ 法律相談

弁護士さんによる法律相談を毎月1回、農業情報センターで開催しています。

###### ・ 子ども食堂などへの食材提供

フードバンクかながわを通じて、神奈川県内の子ども食堂や地域フードバンクなどに新鮮な三浦野菜などを提供しています。

② 利用者ネットワーク化への取り組み

- ・ 視察、社会見学などの対応

県内外の農協関係者、生産部会や県内の小学生を対象に、三浦市の農業について学習し、理解を深めていただいています。令和3年度は残念ながら新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受入れを中止させていただきました。

③ 情報提供活動

- ・ ホームページやタブレット端末での組合員など利用者への情報提供

ホームページやタブレット端末などを通し、野菜の栽培、農作業のポイントや野菜の販売状況など農業経営の参考にしていただける情報や産地情報、日常生活の中で身近な話題などをお届けしています。

- ・ 日本農業新聞やテレビ、ラジオへの情報発信

日本農業新聞の購読の推進や記事の掲載、テレビやラジオの取材協力などにより、三浦市の農業や旬の野菜のおいしさなど、より多くの方に知っていただけるよう情報発信に努めています。

④ 店舗体制

種 別	名 称	所 在 地	A T M 設置台数
事務所	本店	三浦市初声町下宮田 3024-1	1
〃	南部営農センター	三浦市栄町 8-9	1
〃	北部営農センター	三浦市初声町入江 260-1	1
〃	上宮田事業所	三浦市南下浦町上宮田 1491-2	1
〃	南下浦事業所	三浦市南下浦町菊名 193	
〃	金田事業所	三浦市南下浦町金田 277-1	
〃	松輪事業所	三浦市南下浦町松輪 1287	1
〃	毘沙門事業所	三浦市南下浦町毘沙門 666	
〃	大乘事業所	三浦市南下浦町毘沙門 1567-1	
工 場	自動車修理工場	三浦市南下浦町菊名 193	
給油所	三崎給油取扱所	三浦市三崎町小網代 65-1	

※ 令和3年7月1日から三崎事業所を南部営農センターに名称変更しています。

#### (4) 地域密着型金融への取り組み

##### ① 農業者等の経営支援に関する取組方針

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、金融円滑化にかかる基本方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

2 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。

3 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信用が得られるよう努めます。

5 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律への対応

当組合は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めます。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

② 農業者等の経営支援に関する態勢整備

当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、下記における態勢を整備いたしております。

- 1 組合長以下、関係理事・部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
  - 2 信用事業担当の常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における本方針や本方針に基づく施策の徹底に努めます。
  - 3 金融共済部に「金融円滑化管理者」を設置し、金融共済部における本方針や本方針に基づく施策の徹底に努めます。
- ※ 経営者保証に関するガイドラインに対しては、内部規定等を定め、当ガイドラインに則した対応を行っています。

③ 農業者等の経営支援に関する具体的な取り組み

- ・ 農業者をはじめとした地域社会活性化のための融資などの支援  
農業経営の改善、省力化、合理化、就農に必要な支援資金として、農業制度資金（かながわ都市農業推進資金など）をご提案しています。
- ・ 担い手の経営の発展などに応じた支援  
担い手の経営移譲に関する支援及び各種助成金、補助金に関する支援をしています。
- ・ 農業者をはじめとした地域社会の情報の集積を活用した地域貢献  
青色申告会農業部会と連携し、確定申告等のお手伝いを年4回行っています。  
行政等と連携し、集団健診、人間ドックの推進をしています。



## 【リスク管理への取り組み】

### 1. リスク管理の体制

金融自由化の進展と多様化する組合員・利用者のニーズにお応えするため、組合の信用業務も事務量の増加とともに高度化・複雑化し、これに伴うリスクが増大しているといわれています。

当組合は、三浦の農家がいいダイコン、いいキャベツなどをつくりつづける、これを通じて消費者の方々からも必要とされる、大事にされる三浦農業、三浦市農協になる。このための信用事業に徹しています。ご不便をおかけすることが多いと思いますが、仕事はいつも安全、確実を心がけ、また、常に適切な対応ができるよう取り組んでいます。

#### (1) 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については、理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店管理部に審査担当を配置し金融共済部との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### (2) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）のことです。

当組合では、運用・調達資金の満期管理を行うとともに、大口の資金流出情報を併せて資金繰りの適正化に努めています。また、法令に基づく基準よりも多めに用意するとともに、県信連、農林中金の系統三段階で連携をはかり、万全の態勢を整えております。

#### (3) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当組合では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義し、管理しております。

事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、その有効性について自店検査を実施するとともに内部監査を受け、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

#### (4) 金融ADR制度への対応

##### ① 苦情処理措置の内容

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をチラシ等で公表するとともに、一般社団法人JAバンク相談所やJA共済相談受付センターとも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、相談・苦情等の解決を図ります。

当組合の相談・苦情受付窓口は管理部  
電 話：046-888-3145  
受付時間：月曜日～金曜日の午前9時から午後5時

##### ② 紛争解決措置の内容

当組合では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

###### <信用事業>

- ・神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）

同センターでの和解あっせんを希望される場合は、①の窓口または一般社団法人JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、同センターに直接お申し立ていただくことも可能です。

###### <共済事業>

- ・（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

- ・（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

- ・（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

- ・（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

- ・日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

上記機関のご利用を希望される場合は、JA共済相談受付センター（電話：0120-536-093）または各機関のホームページをご覧のうえお申し出ください。

#### (5) 内部監査体制

当組合では、被監査部門から独立した内部監査部門を設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の指摘などを通じて業務運営の適正性の維持・改善に努めています。

内部監査は、本店とすべての営農センター・事業所・部門を対象とし、理事会承認を得た年度監査計画に基づき実施しています。監査結果は組合長に報告し、監事に提出するとともに、定期的にその概要を理事会に報告しています。

また、監査結果については被監査部署に通知のうえ改善への取り組みを求めるとともに、その改善取り組み状況をフォローアップしています。

## 2. 法令遵守の体制（コンプライアンス）

### (1) 金融円滑化への取り組み

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、金融円滑化にかかる基本方針等を定め、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めています。

### (2) 法令順守（コンプライアンス）

当組合は組合員の社会的・経済的地位の向上と地域社会への貢献を目的とする協同組織であり、利潤を追求する株式会社などとは目的を異にしています。したがって、法令や法令に基づく各種ルール、さらには社会的な規範を遵守することは当然の責務であると考え、民主的運営を基本に社会的責任や使命に反する行為がないよう努めてきました。

このような責任や任命を果たしていくためには、役員、従業員一人ひとりが、高い倫理観のもと、常に誠実かつ公正な業務を遂行するいわゆるコンプライアンス態勢の確立が不可欠であると考えます。

当組合は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとしてとらえ、コンプライアンス態勢を整備するとともに、「倫理憲章」や「役職員の行動規範」を定め、研修会や職場での勉強会の実施などを通じて、全役員、従業員に対し法令遵守の理解と実践の徹底に努めています。

## 3. 当組合のコンプライアンス体制

### (1) コンプライアンス委員会

代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・プログラムの策定・進捗管理などコンプライアンス全般の検討をするとともに、その内容について、理事会に附議・報告しています。

### (2) コンプライアンス統括部署

コンプライアンスの統括部署を管理部とし、コンプライアンス・プログラムの実践、事故発生への対応・未然防止策の検討など、コンプライアンスに関する事項を一元的に管理・統括しています。

### (3) コンプライアンス・オフィサー

コンプライアンス・オフィサーを管理部長とし、コンプライアンスを念頭に置いた業務執行とその遵守状況をチェックし、統括管理しています。

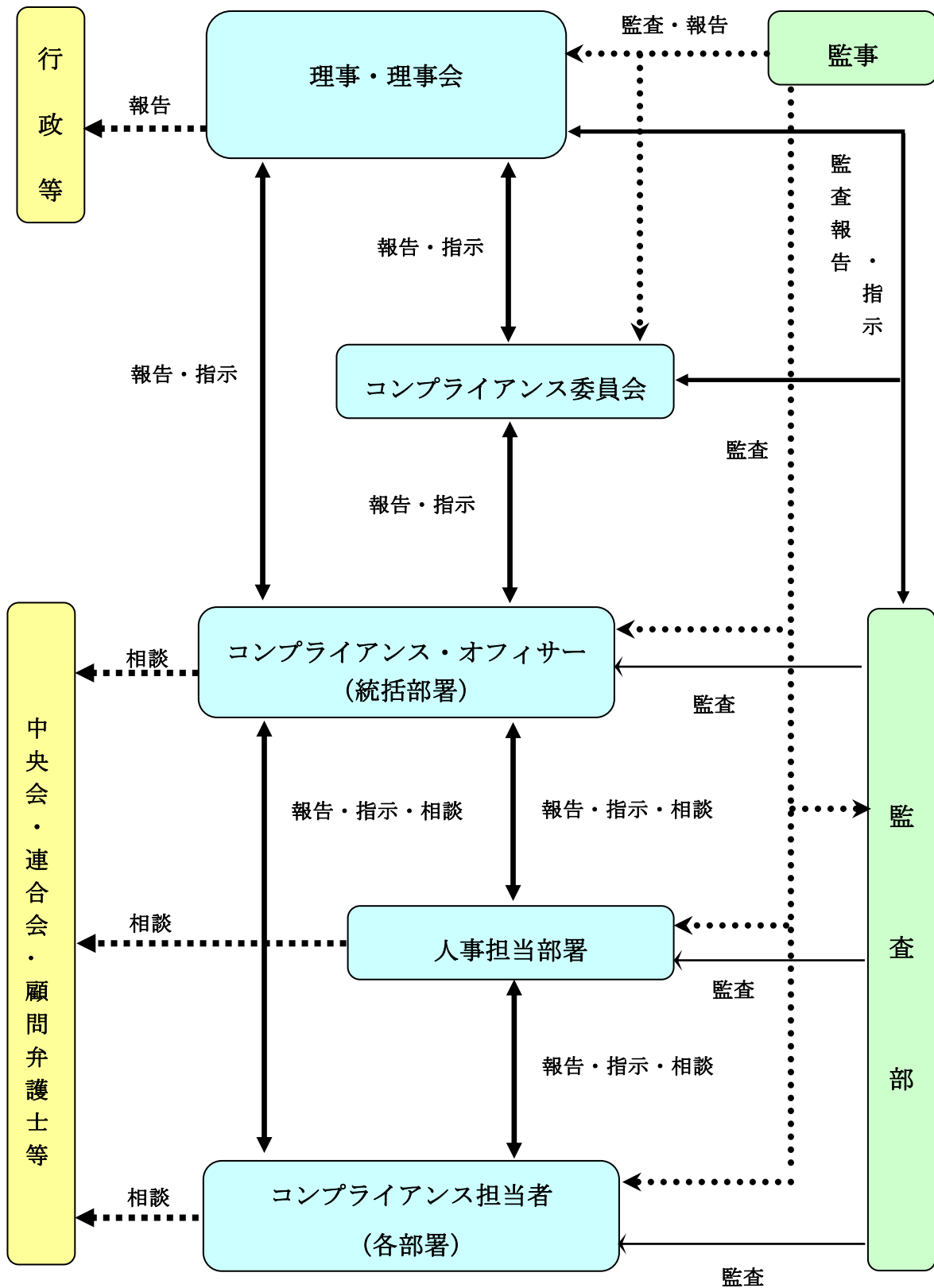
### (4) コンプライアンス担当者

コンプライアンス担当者を各部署に配置し、日常業務における法令等遵守状況のチェック、コンプライアンスに関する従業員からの相談等の対応などを通じ、第一線においてコンプライアンスの徹底をはかっています。

### (5) 苦情等受付窓口

組合員等利用者の声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の受付窓口を設置し、寄せられた苦情・相談等については、コンプライアンス委員会で協議のうえ、定期的に理事会に報告しています。

# コンプライアンス体制図



## 【自己資本の状況】

### 1. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を正確に算出し、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、財務基盤強化のため内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを相対的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

### 2. 自己資本調達手段の概要

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。当組合の自己資本は、下表のとおり、組合員の普通出資により調達しています。その結果、令和4年3月末における自己資本比率は、18.80%となりました。

#### 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	三浦市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	589百万円(前年度 596百万円)

## 【当組合の概要】

### 1. 組合員数

(単位：人数、法人・団体数)

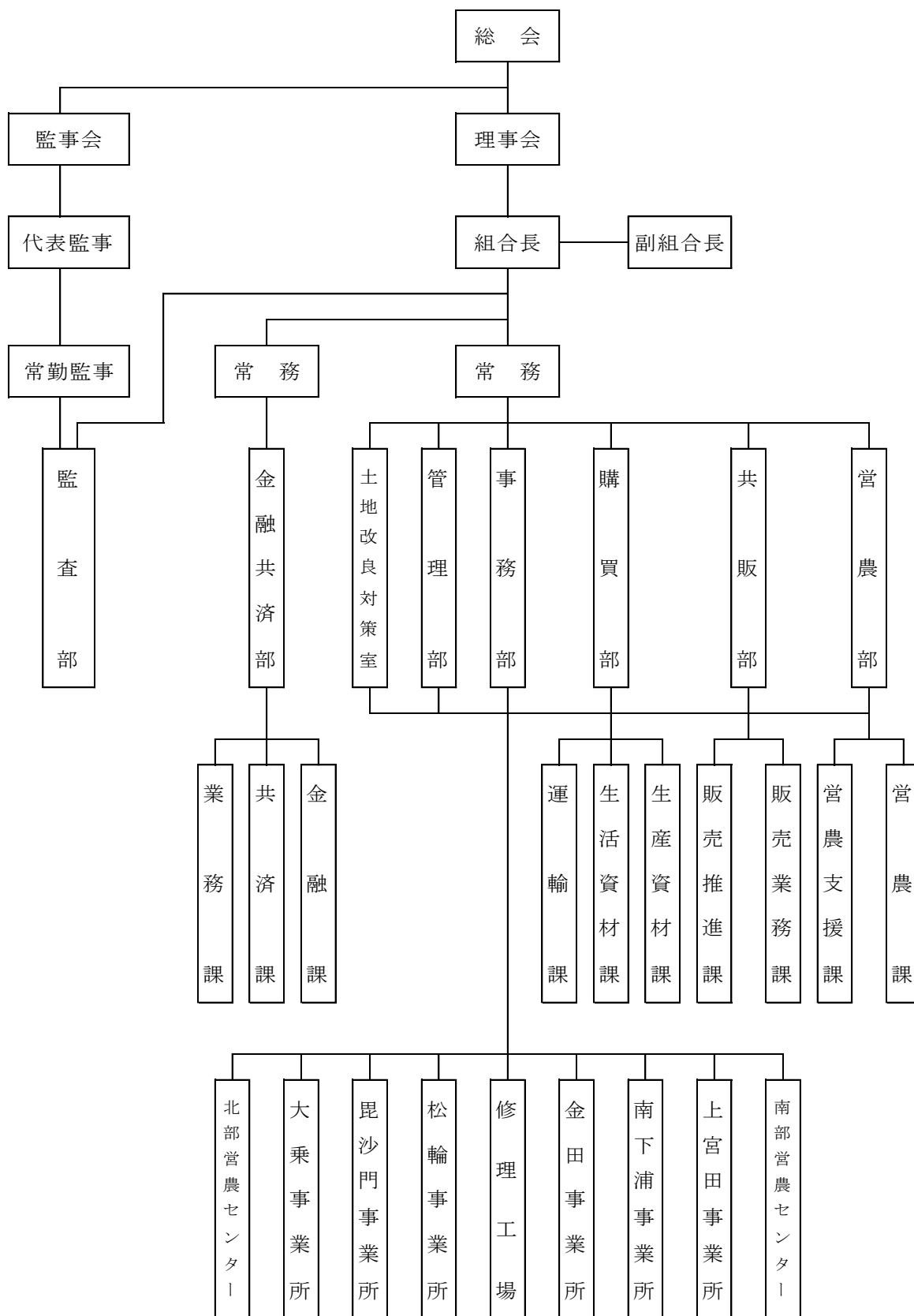
区 分		前 年 度 末	本 年 度 末	増 減	
正 組 合 員	個 人	1,333	1,298	△35	
	法 人	農事組合法人	—	—	—
		その他の法人	5	6	1
准 組 合 員	個 人	767	755	△12	
	農業協同組合	—	—	—	
	農事組合法人	—	—	—	
	その他の団体	36	35	△1	
合 計		2,141	2,094	△47	

## 2. 役員構成

(令和4年6月末現在)

役職名	氏名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	担当その他
代表理事組合長	杉野幸雄	常勤	有	認定農業者
副組合長理事	下里雅美	非常勤	無	〃
〃	青木政彦	〃	〃	〃
常務理事	高梨正夫	常勤	〃	信用共済以外担当 実務経験者
〃	出口徹	〃	〃	信用共済担当 実務経験者
理事	出口正雄	非常勤	〃	認定農業者
〃	宮川祐一	〃	〃	〃
〃	葉山信義	〃	〃	〃
〃	澤村一美	〃	〃	〃
〃	叶望	〃	〃	〃
〃	森晴夫	〃	〃	〃
〃	立花光政	〃	〃	〃
〃	新倉好夫	〃	〃	〃
〃	鈴木淳一	〃	〃	〃
〃	吉田重一	〃	〃	〃
〃	長島力	〃	〃	〃
〃	君嶋義一	〃	〃	〃
〃	飯島真一	〃	〃	〃
〃	深瀬芳彦	〃	〃	〃
〃	鈴木信夫	〃	〃	〃
〃	木村光春	〃	〃	〃
〃	小柳洋子	〃	〃	
〃	河田陽子	〃	〃	
代表監事	三堀晴行	〃		員外
常勤監事	瀧川則彦	常勤		
監事	宮川義信	非常勤		
〃	石渡清文	〃		
〃	鈴木勝実	〃		

### 3. 機構図



※ 令和3年7月1日から三崎事業所を南部営農センターに名称変更。



#### 4. 組合員内の組合員組織

令和4年3月31日現在

組 織 名	構 成 員 数
横須賀青色申告会三浦会農業部会	724名
三浦市農業協同組合果樹部会	15名
下宮田水利組合	28名
矢作地区共同防除散水兼用施設利用組合	66名
上宮田畑地かんがい水利組合	61名
三浦みかん狩り組合	11名
役員親睦会	28名
金田連合出荷組合	9団体
三浦市土地改良事務促進協議会	27団体

#### 5. 特定信用事業代理業者に関する事項

該当する事項はありません。

## 【主な業務の内容】

### 1. 信用事業

信用事業は、貯金・融資・為替などいわゆる金融業務を行っています。この信用事業は J A・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

#### ① 貯金業務

組合員はもちろん、地域の皆さまから貯金をお預りしています。総合口座、普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいています。

#### 主な貯金商品

種 類	特 徴	預入期間
当座貯金	お支払を手形や小切手で行う貯金です。	出し入れ自由
普通貯金	いつでも出し入れができ、自動支払、自動受取もご利用になれます。	出し入れ自由
総合口座	普通貯金と定期貯金が1冊の通帳でご利用になれます。普通貯金の残高が不足していてもお預入定期貯金の90%、最高300万円までの自動融資がご利用になれます。	出し入れ自由
教育資金 贈与専用 口 座	直系尊属から贈与された金銭を取得後2ヶ月以内に預入していただきます。最高1,500万円を限度に、原則として、貯金者の教育資金の支払いにあてる場合に限り払い戻しができます。開設可能口座はお一人さまにつき1口座です。	貯金者が30歳に達した日など一定の要件に該当した日まで
成年後見 支援貯金 (普通貯金)	家庭裁判所から交付された「指示書」に基づき、お取扱いいたします。なお、公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用いただけません。	期間の定めはありません
決済用貯金	貯金保険制度において「全額保護の対象」となります。お利息はつきませんが、その他の商品内容は普通貯金と同じになります。	出し入れ自由
スーパー 定期貯金	預入期間を定めてご利用いただけます。期日指定方式もご利用いただけます。	1・3・6ヶ月 1・2・3・4・5年
大 口 定期貯金	預入金額は1,000万円以上で預入期間を定めてご利用いただけます。期日指定方式もご利用いただけます。	1・3・6ヶ月 1・2・3・4・5年
期日指定 定期貯金	預入期間は最長3年ですが、1年経過後は1ヶ月前までに満期日をご指定いただければ必要なときにお引き出しできます。	最長預入 期間3年 (据置1年)
トク農 定期貯金	農業所得申告者(農業専従者)の方を対象とした金利上乘せ型定期貯金です。預入限度額は300万円です。	1年
定期積金	積立期間、積立金額を自由に選びご利用いただけます。	6ヶ月以上 60ヶ月以内

② 貸出業務

主に組合員の皆さまに必要な資金をご融資しています。

また、制度資金や日本政策金融公庫等の申し込みのお取り次ぎもしています。

主な貸出商品

種 類	融資期間	融資金額	資金の使いみち	担保・保証
不動産担保	変動金利型 30年以内	担保評価額以内	・農業経営資金 ・その他資金	土地、建物
保 証	変動金利型 5年以内	税込年収の 50%以内 で 300 万円以内	・農業経営資金 ・その他資金	神奈川県農業信用 基金協会の保証
		50 万円以内	・農業経営資金 ・その他資金	組合員 2 名以上の 連帯保証
農機ハウス ローン	固定金利型 1年以上 15年以内	3,000 万円以内 (1 万円単位)	・農機具、ハウス等 の取得	神奈川県農業信用 基金協会の保証
アグリマイ ティールー ン	10年固定選 択型 20年以内	所要資金の範囲内	・農地、農業用設備 等の取得	神奈川県農業信用 基金協会の保証
定期貯金 担保	固定金利型 満期日以内	貯金額以内		本組合の発行した 証書、通帳
定期積金 担保	固定金利型 満期日以内	積立額以内		本組合の発行した 証書、通帳
共済証書 担保	変動金利型 2年以内	解約返戻金の 80%以 内で 満期共済金以内		本組合の発行した 共済証書

### ③ その他の業務・サービス

全国のJA・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫など、当農協の窓口を通して全国のどこの金融機関へでもお振込や手形・小切手等のお取り立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしているほか、給与・年金等の自動受け取り、公共料金・クレジット等の各種自動支払いなどの口座振替サービスをお取り扱いしています。

#### 主な商品

種類	特 徴
ネットバンク	お手持ちのインターネットに接続されているパソコンや携帯電話からお取引が可能です。残高照会や振込・振替などの各種サービスがご利用頂けます。
自動支払い 自動受取り	毎月の公共料金・クレジットカードのご利用代金などの自動支払い、給与・年金などの自動受取りが簡単な手続きでご利用になれます。
キャッシュ サービス	カード1枚で現金のお預け入れ、お引き出し、残高照会ができます。
振込・取立	お振込や手形・小切手のお取り立て等、全国のJAはもちろん他金融機関へも安全・確実に行えます。
JAカード	国内、国外でのお買物などのお支払いにご利用できる、便利なクレジットカード「JAカード」をお取り扱いしています。

## 信用事業諸手数料一覧表

### 1. 貯金（融資）関連手数料

#### (1) ATM利用手数料（1回につき）

令和4年6月末日現在

	利用日	利用時間	出 金	入 金	口座振替
当 組 合 内	平 日	8:00~21:00	無 料	無 料	無 料
	土 曜 日				
	日曜日・祝日				
県 内 農 協	平 日	8:00~21:00	無 料	無 料	無 料
	土 曜 日				
	日曜日・祝日				
県 外 農 協	平 日	8:00~21:00	無 料	無 料	
	土 曜 日				
	日曜日・祝日				
他 金 融 機 関 (三菱 UFJ 銀行、 JF マリンバンク を除く)	平 日	8:00~8:45	220円		
		8:45~18:00	110円		
		18:00~21:00	220円		
	土 曜 日	8:00~9:00	220円		
		9:00~14:00	110円		
		14:00~21:00	220円		
		日曜日・祝日	8:00~21:00		
三 菱 UFJ 銀 行	平 日	8:00~8:45	110円		
		8:45~18:00	無 料		
		18:00~21:00	110円		
	土 曜 日	8:00~21:00	110円		
	日曜日・祝日	8:00~21:00	110円		
JF マリンバンク	平 日	8:00~21:00	無 料		
	土 曜 日				
	日曜日・祝日				
キ ャ ッ シ ン グ	平 日	8:00~21:00	無 料		
	土 曜 日				
	日曜日・祝日				

#### (2) 発行手数料

小 切 手 帳	1冊（50枚）につき	660円
約 束 手 形 帳	1冊（50枚）につき	880円
自 己 宛 小 切 手	ご利用者からの発行依頼によるもの1枚につき	220円
残高証明書（貯金・貸出）	1枚につき	220円
利息証明書（貯金・貸出）	1枚につき	220円
ICキャッシュカード	1枚につき	無 料

(3) 再発行手数料

通 帳 ・ 証 書	1冊(通)につき	550円
ICキャッシュカード	1枚につき	1,100円
その他(振込他)カード	1枚につき	550円

(4) その他

媒体変更手数料	ご利用者からの依頼によるもの1件につき(通帳・証書)	550円
未利用口座管理手数料(注)	年間	1,320円

(注) 令和3年10月1日以降に開設された全ての普通貯金口座(総合口座含む)で、ご利用が2年以上ない貯金残高1万円未満の口座が対象。

(対象貯金：普通貯金、普通貯金無利息型(決済用)、総合口座取引、総合口座(普通貯金無利息型)取引)

2. 為替関連手数料

(1) 振込手数料(窓口、JA ネットバンク利用・1件につき)

振込の種類		金額の区分	窓口利用	ネットバンク利用
当 組 合 あ て		3万円未満	無 料	無 料
		3万円以上	(注) 220円	無 料
他 農 協 あ て		3万円未満	440円	110円
		3万円以上	660円	220円
他金融機関あて	電信扱い	3万円未満	440円	220円
		3万円以上	660円	330円
	文書扱い	3万円未満	330円	/
		3万円以上	550円	

(注) ご依頼人が組合員外で現金の場合。これ以外は無料。

(2) ATM振込手数料(農協・JFマリンバンクカード使用・1件につき)

	利用日	利用時間	金額の区分	手数料額
当組合あて	平 日	8 : 00~ 21 : 00	3万円未満	無 料
			3万円以上	
	土曜日	8 : 00~ 21 : 00	3万円未満	無 料
			3万円以上	
	日曜日・祝 日	8 : 00~ 21 : 00	3万円未満	無 料
			3万円以上	
他農協あて 他金融機関あて	平 日	8 : 00~ 21 : 00	3万円未満	440円
			3万円以上	660円
	土曜日	8 : 00~ 21 : 00	3万円未満	440円
			3万円以上	660円
	日曜日・祝 日	8 : 00~ 21 : 00	3万円未満	440円
			3万円以上	660円

(3) ATM振込手数料（提携金融機関カード使用・1件につき）

	利用日	利用時間	金額の区分	手数料額
当組合あて	平日	8 : 00~ 8 : 45	3万円未満	220円
			3万円以上	
		8 : 45~ 18 : 00	3万円未満	110円
			3万円以上	
		18 : 00~ 21 : 00	3万円未満	220円
			3万円以上	
	土曜日	8 : 00~ 9 : 00	3万円未満	220円
			3万円以上	
		9 : 00~ 14 : 00	3万円未満	110円
			3万円以上	
		14 : 00~ 21 : 00	3万円未満	220円
			3万円以上	
日曜日・祝日	8 : 00~ 21 : 00	3万円未満	220円	
		3万円以上		
他農協あて 他金融機関あて	平日	8 : 00~ 8 : 45	3万円未満	660円
			3万円以上	880円
		8 : 45~ 18 : 00	3万円未満	550円
			3万円以上	770円
		18 : 00~ 21 : 00	3万円未満	660円
			3万円以上	880円
	土曜日	8 : 00~ 9 : 00	3万円未満	660円
			3万円以上	880円
		9 : 00~ 14 : 00	3万円未満	550円
			3万円以上	770円
		14 : 00~ 21 : 00	3万円未満	660円
			3万円以上	880円
日曜日・祝日	8 : 00~ 21 : 00	3万円未満	660円	
		3万円以上	880円	

(4) 送金手数料（1件につき）

当組合あて	440円
他金融機関あて	660円

(5) 代金取立手数料（1件につき）

普通扱い	440円+実費
至急扱い	660円+実費
手形交換所で取立可能分	無料

(6) その他諸手数料（1件あるいは1通につき）

送金・振込組戻料	660円
不渡手形返却料	660円
取立手形組戻料	660円
取立手形店頭呈示料	660円+実費

3. 法人JAネットバンク手数料

(1) 月額基本手数料

照会・振込サービス	1,100円
データ伝送サービス	2,200円

(2) 振込手数料(1件につき)

振込の種類	金額の区分	振込	総合振込	給与・賞与
当組合あて	3万円未満	無料	無料	無料
	3万円以上	無料	無料	無料
他農協あて	3万円未満	110円	110円	110円
	3万円以上	220円	220円	110円
他金融機関あて	3万円未満	220円	220円	220円
	3万円以上	330円	330円	220円

(注)「口座振込手数料」および「口座振替手数料」は、利用者ごとに個別に単価を設定する。

4. JA データ伝送サービス(AnserDATAPORT方式)手数料

(1) 基本使用料

当初契約料	無料
月額基本利用料	8,800円
	—

- ・通知サービス利用料は当初契約時に利用者毎に設定する。
- ・通知サービス利用料は既契約先の取引状況の変動によって、手数料水準の見直しに向けた契約見直しを行う。

(注1)「基本サービス」は、総合振込、給与・賞与振込、口座振替、口座確認、口座番号変更の利用が可能。

(注2)「通知サービス」は、「入出金明細通知」および「振込入金通知」の2つのサービスで構成され、利用者が指定する講座に入金または出金があった都度、入出金にかかる情報を利用者へ提供する。該当利用料は LGWAN または Connecure 経由で ADP を利用し、「通知サービス」を利用する場合のみ徴収する。

(2) 振込手数料

法人 JA ネットバンク手数料に準ずる。

5. その他手数料

(1) 自動振替手数料

定時自動送金	振替済1件につき(別途、振込手数料)	55円
定時自動集金	振替済1件につき	
振替サービス	振替済1件につき	

※但し、専従者給与、学費及び公金の振替、または生産組合、婦人部及び土地改良など主に組合員が構成する団体からの依頼によるもの、その他組合長が認めるものについては、無料。

(2) KCS代金回収サービス

委託会社マスター登録料	1取引先につき	3,850円
事務委託手数料	1件につき	220円

(消費税込み)



## 2. 共済事業

共済事業は、組合員・地域の皆さまを不慮の災害から守り、その家族の暮らしを守ることを最大の目的とし、生命・建物・年金・火災・自動車共済など、割安な掛金で大きな保障をします。

### 主な共済商品

#### ひとの保障

令和4年4月1日現在

終身共済	一生涯にわたって備えられる万一保障です。 万一のとき、手厚い一時金をお受取りいただけます。
養老生命共済	貯蓄しながら備えられる万一保障です。 満期時にはまとまった満期共済金をお受取りいただけます。
こども共済	お子さま・お孫さまの教育資金の備えと万一保障です。 高い貯蓄性と保障がバランスよく備わっています。
医療共済	先進医療にも備えられる充実の医療保障です。 日帰り入院からまとまった一時金が受け取れます。
がん共済	「生きる」を応援する充実のがん保障です。 上皮内がんや脳腫瘍など、「がん」治療を保障します。
介護共済	一生涯にわたる介護保障で、不安の高まる高齢期も安心です。 公的介護保険制度に連動した分かりやすい保障です。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。
特定重度疾病共済	三大疾病に加えて生活習慣病まで幅広く保証します。 継続的は治療に備えられるように一時金で受け取れます。
予定利率変動型年金共済 ライフロード	自分で準備する将来の年金保証です。 積立感覚で老後の生活資金が手軽に準備できます。
引受緩和型終身共済	健康に不安のある方もご加入しやすい万一保障です。 通院中の方、病歴のある方もお申込みいただけます。
引受緩和型医療共済	健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障です。 通院中の方、病歴のある方もお申込みいただけます。
一時払終身共済	まとまった資金を活用して一生涯の万一保障です。 死亡共済金を相続対策にご活用いただけます。
一時払介護共済	まとまった資金を活用して一生涯の介護保障です。 死亡共済金を相続対策にご活用いただけます。

#### いえの保障

建物更生共済 むてきプラス	火災はもちろん、台風や地震などの自然災害も、しっかり保障します。保障期間満了時に、満期共済金をお受けいただけます。
火災共済	建物・動産の火災などによる損害を保障する掛すて型の共済です。

#### くるまの保障

自動車共済 クルマスター 自賠償共済	自動車共済は対人・対物賠償をはじめ、搭乗者保障、車両保障、車両諸費用保障など、万一のときの自動車事故を幅広く保障します。JA自賠償共済とセットで加入することで掛金がお得になります。
-----------------------	--

### 3. 販売事業

管内で生産される『旬な野菜』『安全・安心な野菜』『三浦野菜』を消費者へお届けしています。

### 4. 購買事業

農業に必要な肥料・農薬・種苗・農業機械・資材などの生産資材と燃料など日常に必要な生活物資を皆さまに提供しています。

### 5. 営農・生活・相談事業

農畜産物の品種改良、開発研究、農業者の営農相談のほか、法律・税務相談、人間ドックや巡回健診などの健康相談など組合員の暮らしを全般にわたってサポートしています。

## 【系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）】

当組合の貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保護制度（農水産業協同組合貯金保護制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

### ○「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

### ○「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2021年3月末における残高は1,652億円となっています。

### ○「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

### ○貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2021年3月末現在で4,522億円となっています。

## 【経営資料編】

### 1. 決算の状況

#### (1) 貸借対照表

基準日 前年度 令和3年3月31日現在

本年度 令和4年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	前年度	本年度	科 目	前年度	本年度
(資産の部)			(負債の部)		
1 信用事業資産	27,694,423	26,657,985	1 信用事業負債	28,219,750	28,192,894
(1)現 金	110,163	133,993	(1)貯 金	27,887,050	27,973,378
(2)預 金	26,126,599	25,125,698	(2)借 入 金	320,957	214,312
系統預金	26,121,646	25,123,783	(3)その他の信用事業負債	11,741	5,204
系統外預金	4,953	1,915	未払費用	2,233	1,690
(3)貸 出 金	1,440,684	1,382,457	その他の負債	9,507	3,513
(4)その他の信用事業資産	19,477	18,332	2 共済事業負債	67,453	45,362
未収収益	13,958	13,994	(1)共済資金	29,976	9,575
その他の資産	5,518	4,338	(2)未経過共済付加収入	37,159	35,506
(5)貸倒引当金	△ 2,502	△ 2,496	(3)共済未払費用	317	280
2 共済事業資産	2,011	1,114	3 経済事業負債	879,910	552,296
(1)その他の共済事業資産	2,011	1,114	(1)経済事業未払金	842,683	527,839
3 経済事業資産	1,544,063	1,446,522	(2)経済受託債務	37,226	24,457
(1)経済事業未収金	1,328,430	1,215,097	4 雑 負 債	180,908	95,225
(2)経済受託債権	10,126	12,063	(1)未払法人税等	530	530
(3)棚卸資産	253,943	260,716	(2)資産除去債務	2,419	—
購 買 品	251,191	257,679	(3)その他の負債	177,959	94,695
その他の棚卸資産	2,751	3,037	5 諸引当金	333,206	308,655
(4)その他の経済事業資産	3,524	3,563	(1)賞与引当金	86,666	76,666
(5)貸倒引当金	△ 51,961	△ 44,919	(2)退職給付引当金	240,902	222,582
4 雑資産	112,964	116,239	(3)役員退職慰労引当金	5,638	9,407
(1)雑資産	112,971	116,244			
(2)貸倒引当金	△ 6	△ 5			
5 固定資産	1,659,238	1,803,409	負債の部合計	29,681,229	29,194,435
(1)有形固定資産	1,643,744	1,794,366	(純資産の部)		
建 物	1,713,222	1,887,730	1 組合員資本	3,004,747	2,994,121
機械装置	102,409	103,359	(1)出 資 金	596,695	589,802
土 地	797,188	797,188	(2)資本準備金	14,722	14,722
建設仮勘定	8,446	450	(3)利益剰余金	2,394,065	2,390,468
その他の有形固定資産	700,586	709,302	利益準備金	957,650	970,650
減価償却累計額(控除)	△ 1,678,108	△ 1,703,664	その他利益剰余金	1,436,415	1,419,818
(2)無形固定資産	15,493	9,042	事業基盤強化積立金	784,514	784,514
6 外部出資	1,621,020	2,121,250	販売対策積立金	110,000	110,000
(1)外部出資	1,621,020	2,121,250	種苗事故積立金	15,000	15,000
系統出資	1,586,220	2,086,220	施設整備積立金	249,000	269,000
系統外出資	34,800	35,030	当期未処分剰余金	277,900	241,303
7 繰延税金資産	52,256	42,036	(うち当期剰余金)	(60,166)	(40,112)
			(4)処分未済持分	△ 735	△ 871
			純資産の部合計	3,004,747	2,994,121
資産の部合計	32,685,976	32,188,556	負債及び純資産の部合計	32,685,976	32,188,556

## (2) 損益計算書

基準日 前年度 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

本年度 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	前 年 度	本 年 度
1 事業総利益	1,016,615	938,563
事業収益	5,398,813	4,726,404
事業費用	4,382,197	3,787,841
(1) 信用事業収益	178,620	173,797
資金運用収益	168,107	161,225
(うち預金利息)	(1,731)	(969)
(うち貸出金利息)	(22,425)	(20,109)
(うち受取奨励金)	(122,671)	(121,489)
(うち受取事業分量配当金)	(21,280)	(18,657)
役務取引等収益	7,737	8,027
その他経常収益	2,775	4,545
(2) 信用事業費用	14,458	16,712
資金調達費用	2,646	1,435
(うち貯金利息)	(2,624)	(1,420)
(うち給付補填備金繰入)	(10)	(6)
(うちその他支払利息)	(10)	(8)
役務取引等費用	2,067	1,880
その他経常費用	9,744	13,396
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 5,417)	(△ 6)
信用事業総利益	164,162	157,085
(3) 共済事業収益	105,151	98,735
共済付加収入	97,694	90,307
その他の収益	7,456	8,427
(4) 共済事業費用	2,918	4,172
共済推進費	573	328
その他の費用	2,345	3,844
共済事業総利益	102,232	94,563
(5) 購買事業収益	3,564,389	3,321,496
購買品供給高	3,545,769	3,297,717
購買手数料	—	5,413
その他の収益	18,619	18,365
(6) 購買事業費用	3,005,283	2,777,486
購買品供給原価	2,973,158	2,739,371
購買品供給費	39,460	45,199
その他の費用	△ 7,335	△ 7,084
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 7,335)	(△ 7,084)
購買事業総利益	559,105	544,010
(7) 販売事業収益	1,443,794	1,051,073
販売品販売高	981,055	853,242
販売手数料	86,490	73,745
その他の収益	376,248	124,085
(8) 販売事業費用	1,294,671	928,727
販売品販売原価	916,583	804,263
販 売 費	33,245	34,498
その他の費用	344,842	859,965
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 81)	(42)
販売事業総利益	149,123	122,345

科 目	前 年 度	本 年 度
(9) 情報事業収益	4,926	4,894
(10) 情報事業費用	20,899	21,092
情報事業総損失	15,972	16,197
(11) 運送事業収益	46,452	20,011
(12) 運送事業費用	11,201	6,160
運送事業総利益	35,251	13,850
(13) 修理工場収益	30,419	32,059
(14) 修理工場費用	4,021	6,658
修理工場総利益	26,398	25,400
(15) 土地改良対策室費用	218	388
土地改良対策室総損失	218	388
(16) 品種開発事業収益	3,363	3,894
(17) 品種開発事業費用	2,201	1,754
品種開発事業総利益	1,161	2,139
(18) 営農事業収入	21,694	20,441
(19) 営農事業支出	26,323	24,687
営農事業収支差額	△ 4,628	△ 4,246
2 事業管理費	943,169	926,759
(1) 人 件 費	756,960	729,975
(2) 業 務 費	49,313	53,839
(3) 諸税負担金	24,581	26,519
(4) 施 設 費	107,295	109,432
(5) その他事業管理費	5,019	6,992
事 業 利 益	73,445	11,804
3 事業外収益	36,369	45,425
(1) 受取雑利息	1,566	14,160
(2) 受取出資配当金	22,247	20,051
(3) 賃 貸 料	3,163	3,163
(4) 雑 収 入	9,392	8,050
4 事業外費用	2,563	1,912
(1) 貸倒引当金戻入益	△ 10	△ 1
(2) 雑 損 失	2,574	1,914
経 常 利 益	107,252	55,317
5 特別利益	104	4,687
(1) 固定資産処分益	104	414
(2) 自然災害共済金受入	—	4,272
6 特別損失	34,996	10,060
(1) 固定資産処分損	34,996	5,950
(2) 固定資産圧縮損	—	4,109
税引前当期利益	72,359	49,944
法人税、住民税及び事業税	530	530
法人税等調整額	11,663	9,301
法人税等合計	12,193	9,831
当期剰余金	60,166	40,112
当期首繰越剰余金	195,733	193,812
会計方針の変更による累計的影響額	—	2,378
遡及処理後当期首繰越剰余金	—	196,190
施設整備積立金取崩額	22,000	5,000
当期末処分剰余金	277,900	241,303

(3) 注記表

基準日 前年度 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

本年度 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

前年度	本年度
<p><b>I 重要な会計方針に係る事項に関する注記</b></p> <p>1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法</p> <p>その他有価証券で時価のないものは移動平均法による原価法。</p> <p>2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 購買品は総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）。</p> <p>(2) その他の棚卸資産（貯蔵品）は最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）。</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）により償却しています。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しています。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。</p> <p>4. 引当金の計上基準</p> <p>経理規程に基づき、それぞれ次のとおり計上しています。</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定められている資産自己査定基準及び経理規程、資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額か</p>	<p><b>I 重要な会計方針に係る事項に関する注記</b></p> <p>1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法</p> <p>その他有価証券で市場価格のない株式等は移動平均法による原価法。</p> <p>2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 購買品は総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）。</p> <p>(2) その他の棚卸資産（貯蔵品）は最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）。</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）により償却しています。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しています。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。</p> <p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定められている資産自己査定基準及び経理規程、資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能</p>

前 年 度	本 年 度
<p>ら担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。</p> <p>上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間（累積期間）における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。</p> <p>なお、すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。</p> <p>(2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p> <p>(3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。</p> <p>なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退任にともなう慰労金の支払いに備えるため、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p> <p>5. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。</p>	<p>見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。</p> <p>上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。</p> <p>なお、すべての債権は、資産自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。</p> <p>(2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p> <p>(3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。</p> <p>なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退任にともなう慰労金の支払いに備えるため、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p> <p>5. 収益及び費用の計上基準 収益認識関連 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。</p> <p>主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。</p>



前 年 度	本 年 度
<p>6. 記載金額の端数処理 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しており、金額千円未満の勘定科目については「0」で表示しています。</p> <p>7. その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項 (1) 農産物の委託販売取引の処理方法 当組合は生産者が生産した農作物を委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費を品目毎にプール計算することで生産者に精算金の支払いをする共同計算を行っています。 (追加情報) 改正企業会計基準第 24 号会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用に伴い、農産物の委託販売取引の処理方法に関する事項をその他決算書類の作成のための基本となる重要な事項に記載しております。</p>	<p>(1) 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(2) 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>6. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。</p> <p>7. 記載金額の端数処理 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、残高千円未満の勘定科目については「0」で表示しています。</p> <p>8. その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。 また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 (2) 農産物の委託販売取引の処理方法 当組合は生産者が生産した農作物を委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費を</p>

前 年 度	本 年 度
<p>前年度</p> <p>II. 表示方法の変更に関する注記</p> <p>1. 会計上の見積りに関する注記方法</p> <p>新設された農業協同組合法施行規則第 126 条の 3 の 2 にもとづき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第 31 号 2020 年 3 月 31 日)を適用し、当事業年度より繰延税金資産の回収可能性に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。</p>	<p>品目毎にプール計算することで生産者に精算金の支払いをする共同計算を行っています。</p> <p>(3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について</p> <p>購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。</p> <p>また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。</p> <p>II. 会計方針の変更に関する注記</p> <p>1. 「収益認識に関する会計基準」の適用</p> <p>当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。</p> <p>これにより、以下のとおり会計方針の変更を行っております。</p> <p>なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用していません。</p> <p>この結果、利益剰余金の当期首残高は 2,378 千円増加し、当事業年度の事業収益が 131,720 千円、事業費用が 131,334 千円、それぞれ減少しており、事業利益、経常利益及び税引前当期利益はそれぞれ 386 千円減少しています。</p> <p>(1) 収益の計上方法の総額から純額への変更</p> <p>財又はサービスの供給において、対象となる財又はサービスを利用者等に移転する前に農協が支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達</p>

前 年 度	本 年 度
<p><b>Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記</b></p> <p>1. 繰延税金資産の回収可能性</p> <p>(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 55,045 千円</p> <p>(2) その他の情報</p> <p>繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。</p> <p>次年度以降の課税所得の見積りについては、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。</p> <p>しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p>	<p>の手配を代理人として行う取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。</p> <p>この結果、当事業年度の購買事業収益が 132,162 千円、購買事業費用が 132,162 千円、それぞれ減少しております。</p> <p>(2) LPガスの供給にかかる収益の計上時期の変更</p> <p>LPガスの供給について、従来は、供給量の検針時に収益を認識していましたが、供給時に収益を認識する方法に変更しております。</p> <p>この結果、当事業年度の購買事業収益が 441 千円、購買事業費用が 828 千円、それぞれ増加しております。</p> <p>2. 「時価の算定に関する会計基準」の適用</p> <p>「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。</p> <p>この変更による影響はありません。</p> <p><b>Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記</b></p> <p>1. 繰延税金資産の回収可能性</p> <p>(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 43,534 千円</p> <p>(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。</p> <p>次年度以降の課税所得の見積りについては、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。</p> <p>しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p>

前 年 度			本 年 度		
<b>IV 貸借対照表に関する注記</b>			<b>IV 貸借対照表に関する注記</b>		
1. 土地収用法等を受けて、また国庫補助金等の受領により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、378,205 千円であり、その内訳は次のとおりです。			1. 土地収用法等を受けて、また国庫補助金等の受領により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、382,313 千円であり、その内訳は次のとおりです。		
種 類	圧縮記帳累計額	うち当期圧縮記帳額	種 類	圧縮記帳累計額	うち当期圧縮記帳額
建 物	254,418 千円	—	建 物	258,527 千円	4,109 千円
土 地	43,898 千円	—	土 地	43,898 千円	—
その他の有形固定資産	79,889 千円	—	その他の有形固定資産	79,889 千円	—
合 計	378,205 千円	—	合 計	382,313 千円	4,109 千円
2. 担保に供している資産 三浦市水道事業の収納業務取扱に係る担保として、定期預金 1,000 千円を差し入れています。			2. 担保に供している資産 三浦市水道事業の収納業務取扱に係る担保として、定期預金 1,000 千円を差し入れています。		
3. 理事及び監事に対する債権の総額は次のとおりです。 役員に対する金銭債権の総額 55,972 千円			3. 理事及び監事に対する債権の総額は次のとおりです。 役員に対する金銭債権の総額 47,972 千円		
4. 貸借対照表に計上した貸出金のうちリスク管理債権の金額は次のとおりです。 (1) 貸出金のうち、破綻先債権に該当するものではありません。延滞債権額は 87,545 千円です。 なお、破綻先債権とは、自己査定で破綻先に区分された債務者に対する貸出金のうち、会社更生、民事再生、破産などの申立のあった債務者、又は手形交換所から取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金をいいます。 また、延滞債権とは、自己査定で破綻先、実質破綻先、破綻懸念先に区分された債務者に対する貸出金のうち、破綻先債権に該当しないものをいいます。 (2) 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権は 18,180 千円です。 なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元金又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3 ヶ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。 (3) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権に該当するものではありません。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他			4. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 83,664 千円、危険債権額は 6,110 千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。 債権のうち、三月以上延滞債権は 792 千円、貸出条件緩和債権額に該当するものではありません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。		

前年度	本年度
<p>の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、105,725千円です。なお、これらの債権額は貸倒引当金控除前の金額です。</p>	<p>破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は90,566千円です。なお、これらの債権額は貸倒引当金控除前の金額です。</p>
<p><b>V 損益計算書に関する注記</b></p> <p>1. 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法</p> <p>当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。</p> <p>また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。</p>	
<p><b>VI 金融商品に関する注記</b></p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当組合は農家組合員や地域住民から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の住民や団体などへ貸付け、残った余裕金を神奈川県信用農業協同組合連合会への預け入れにより運用を行っています。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、経済事業未収金は、顧客の信用リスクに晒されています。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>① 信用リスクの管理</p> <p>当組合は、個別の重要案件又は大口案件については、理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店管理部に審査担当を配置し各事業所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。</p>	<p><b>V 金融商品に関する注記</b></p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当組合は農家組合員や地域住民から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の住民や団体などへ貸付け、残った余裕金を神奈川県信用農業協同組合連合会への預け入れにより運用を行っています。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、経済事業未収金は、顧客の信用リスクに晒されています。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>① 信用リスクの管理</p> <p>当組合は、個別の重要案件又は大口案件については、理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店管理部に審査担当を配置し各事業所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に</p>

前年度	本年度
<p>また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>② 市場リスクの管理</p> <p>当組合では、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視し、金利リスクなどの市場性リスクの的確なコントロールに努めています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.03%下落したものと想定した場合には、経済価値が369千円増加するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>③ 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>取り組んでいます。</p> <p>また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>② 市場リスクの管理</p> <p>当組合では、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視し、金利リスクなどの市場性リスクの的確なコントロールに努めています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.02%下落したものと想定した場合には、経済価値が3,899千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>③ 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

前 年 度				本 年 度			
2. 金融商品の時価等に関する事項				2. 金融商品の時価等に関する事項			
(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等				(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等			
当年度末における貸借対照表計上額、時価等及びこれらの差額は、次のとおりです。				当年度末における貸借対照表計上額、時価等及びこれらの差額は、次のとおりです。			
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず、「(3)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品」に記載しています。				なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。			
(単位：千円)				(単位：千円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額		貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	26,126,599	26,126,835	235	預 金	25,125,698	25,125,906	208
貸出金(*1)	1,441,610			貸出金	1,382,457		
貸倒引当金(*2)	△2,502			貸倒引当金(*1)	△2,496		
貸倒引当金控除後	1,439,107	1,473,058	33,950	貸倒引当金控除後	1,379,960	1,415,347	35,387
経済事業未収金	1,328,430			経済事業未収金	1,215,097		
貸倒引当金(*3)	△51,961			貸倒引当金(*2)	△44,919		
貸倒引当金控除後	1,276,468	1,276,468	—	貸倒引当金控除後	11,701,785	1,170,178	—
資 産 計	28,842,175	28,876,362	34,186	資 産 計	27,675,837	27,711,433	35,595
貯 金	27,887,050	27,887,787	736	貯 金	27,973,378	27,972,312	△1,066
借入金	320,957	320,957	—	借入金	214,312	214,220	△91
経済事業未払金	842,683	842,683	—	経済事業未払金	527,839	527,839	—
負 債 計	29,050,691	29,051,428	736	負 債 計	28,715,529	28,714,372	△1,157
(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金 925 千円を含めています。				(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。			
(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。				(*2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。			
(*3) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。							
(2) 金融商品の時価の算定方法				(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明			
【資 産】				【資 産】			
① 預 金				① 預 金			
満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。				満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap：以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。			
② 貸 出 金				② 貸 出 金			
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場価格を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。				貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場価格を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。			
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類				一方、固定金利によるものは、貸出金の種類			

前 年 度	本 年 度
<p>及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。</p> <p>③ 経済事業未収金</p> <p>経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。</p> <p>また、延滞の生じている債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。</p>	<p>及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。</p> <p>③ 経済事業未収金</p> <p>経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。</p> <p>また、延滞の生じている債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。</p>
<p>【負 債】</p>	<p>【負 債】</p>
<p>① 貯 金</p> <p>要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p>	<p>① 貯 金</p> <p>要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p>
<p>② 借 入 金</p> <p>借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場価額を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。</p>	<p>② 借 入 金</p> <p>借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場価額を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。</p>
<p>固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p>	<p>固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p>
<p>③ 経済事業未払金</p> <p>経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。</p>	<p>③ 経済事業未払金</p> <p>経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。</p>
<p>(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品</p> <p>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは「(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等」の金融商品</p>	<p>(3) 市場価格のない株式等</p> <p>市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは「(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等」の金融商品の時価情報には含まれていません。</p>



前年度		本年度											
の時価情報には含まれていません。		の時価情報には含まれていません。											
貸借対照表計上額		貸借対照表計上額											
外部出資(*)	1,621,020 千円	外部出資(*)	2,121,250 千円										
(*) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。		(*) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日) 第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。											
(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額		(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額											
(単位：千円)		(単位：千円)											
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	26,126,599	-	-	-	-	-	預金	25,125,698	-	-	-	-	-
貸出金 (*1,2)	337,200	257,569	235,669	144,398	95,382	266,483	貸出金 (*1,2)	311,923	307,976	188,603	134,964	81,443	269,781
経済事業 未収金 (*3)	1,270,996	-	-	-	-	-	経済事業 未収金 (*3)	1,162,181	-	-	-	-	-
合計	27,734,796	257,569	235,669	144,398	95,382	266,483	合計	26,599,803	307,976	188,603	134,964	81,443	269,781
(*) 貸出金のうち、当座貸越 4,528 千円については「1年以内」に含めています。		(*) 貸出金のうち、当座貸越 2,798 千円については「1年以内」に含めています。											
(*) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 103,981 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。		(*) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 87,763 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。											
(*) 経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権等 57,433 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。		(*) 経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権等 52,916 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。											
(5) 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額		(5) 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額											
(単位：千円)		(単位：千円)											
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	26,565,306	582,104	594,171	59,200	86,266	-	貯金(*1)	26,621,494	595,903	535,028	78,109	142,842	-
借入金	104,245	85,173	83,713	41,309	6,515	-	借入金	84,573	83,113	40,709	5,915	-	-
合計	26,669,552	667,278	677,885	100,509	92,782	-	合計	26,706,067	679,017	575,737	84,024	142,842	-
(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。		(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。											
<b>VII 退職給付に関する注記</b>		<b>VI 退職給付に関する注記</b>											
1. 退職給付に関する事項		1. 退職給付に関する事項											
(1) 採用している退職給付制度の概要		(1) 採用している退職給付制度の概要											
当組合の退職給付制度は、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、(一財)神奈川県農業団体共済会との契約に基づく退職給付制度(確定拠出型)を併用しています。		当組合の退職給付制度は、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、(一財)神奈川県農業団体共済会との契約に基づく退職給付制度(確定拠出型)を併用しています。											
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職		なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職											

前 年 度	本 年 度
<p>給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表            期首における退職給付引当金 254,047 千円            退職給付費用 20,020 千円            退職給付の支払額 △33,165 千円</p> <hr/> <p>期末における退職給付引当金 240,902 千円</p> <p>(3) 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表            退職給付債務 240,902 千円</p> <hr/> <p>退職給付引当金 240,902 千円            (注) 退職給付債務の額は、(一財)神奈川県農業団体共済会の期末退職給付金額 144,857 千円を控除した金額としています。</p> <p>(4) 退職給付に関する損益            勤務費用 20,020 千円            そ の 他 (臨時の支払退職金) 1,200 千円</p> <hr/> <p>退職給付費用 21,220 千円            (注) (一財)神奈川県農業団体共済会への拠出金 9,084 千円は「退職共済掛金」で処理しています。</p> <p>(5) 退職給付債務等の計算基礎            退職給付債務の計算は、退職給付に係る期末自己都合要支給額をもって退職給付債務としています。</p>	<p>給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表            期首における退職給付引当金 240,902 千円            退職給付費用 21,030 千円            退職給付の支払額 △39,349 千円</p> <hr/> <p>期末における退職給付引当金 222,582 千円</p> <p>(3) 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表            退職給付債務 222,582 千円</p> <hr/> <p>退職給付引当金 222,582 千円            (注) 退職給付債務の額は、(一財)神奈川県農業団体共済会の期末退職給付金額 129,225 千円を控除した金額としています。</p> <p>(4) 退職給付に関する損益            勤務費用 21,030 千円</p> <hr/> <p>退職給付費用 21,030 千円</p> <p>(注) (一財)神奈川県農業団体共済会への拠出金 8,826 千円は「退職共済掛金」で処理しています。</p> <p>(5) 退職給付債務等の計算基礎            退職給付債務の計算は、退職給付に係る期末自己都合要支給額をもって退職給付債務としています。</p>
<p>2. 福利厚生費(人件費)には、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため負担した特例業務負担金 8,065 千円を含めて計上しています。</p> <p>なお、同組合より示された令和 3 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、96,451 千円となっています。</p>	<p>2. 福利厚生費(人件費)には、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため負担した特例業務負担金 8,178 千円を含めて計上しています。</p> <p>なお、同組合より示された令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、87,199 千円となっています。</p>

前 年 度	本 年 度
<b>VII 税効果会計に関する注記</b>	<b>VII 税効果会計に関する注記</b>
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金超過額 67,115 千円	退職給付引当金 62,011 千円
減価償却超過額 12,045 千円	減価償却費認容超過額 11,243 千円
賞与引当金 24,145 千円	賞与引当金 21,359 千円
貸倒引当金 13,017 千円	貸倒引当金繰入超過額 11,327 千円
減損損失 10,069 千円	減損損失 10,009 千円
その他 8,446 千円	その他 8,936 千円
繰延税金資産小計 134,838 千円	繰延税金資産小計 124,887 千円
評価性引当額 △ 79,792 千円	評価性引当額 △ 81,352 千円
繰延税金資産合計 (A) 55,045 千円	繰延税金資産合計 (A) 43,534 千円
繰延税金負債	繰延税金負債
合併出資割当配当 △ 1,497 千円	合併出資割当配当 △ 1,497 千円
その他 △ 1,291 千円	その他 △ 1 千円
繰延税金負債合計 (B) △ 2,789 千円	繰延税金負債合計 (B) △ 1,498 千円
繰延税金資産の純額 (A)+(B) 52,256 千円	繰延税金資産の純額 (A)+(B) 42,036 千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主要な項目別の内訳
法定実効税率 27.86 %	法定実効税率 27.86 %
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 1.21 %	交際費等永久に損金に算入されない項目 2.30 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △4.28 %	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △8.12 %
事業分量配当永久差異に該当する損金算入項目 △0.31 %	事業分量配当永久差異に該当する損金算入項目 △6.54 %
住民税均等割 0.73 %	住民税均等割 1.06 %
評価性引当額の増減 △10.12 %	評価性引当額の増減 3.12 %
そ の 他 1.75 %	そ の 他 0.00 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率 16.85 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率 19.69 %
	<b>VIII 収益認識に関する注記</b>
	I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### (4) 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	前年度	本年度
1. 当期末処分剰余金	277,900,232	241,303,429
2. 剰余金処分量	84,087,666	49,123,294
(1) 利益準備金	13,000,000	8,100,000
(2) 任意積立金(施設整備積立金)	25,000,000	15,000,000
(3) 出資配当金	6,087,666	6,023,294
(出資配当率)	(1.0%)	(1.0%)
(4) 事業分量配当金	40,000,000	20,000,000
3. 次期繰越剰余金	193,812,566	192,180,135

(注) 1. 事業の利用分量に対する配当金の基準は次のとおりです。

(本年度)

生産資材共同購入1万円に対し 43円 79銭

飼 糧共同購入1万円に対し 52銭

共同販売振込実績1万円に対し 17円 91銭

(前年度)

生産資材共同購入1万円に対し 85円 66銭

飼 糧共同購入1万円に対し 1円 05銭

共同販売振込実績1万円に対し 31円 09銭

2. 施設整備積立金は、施設の取得及び処分費に充てるため、取得価額5億円を目標に剰余金処分の方法により積み立てる。積立金の取り崩しは、理事会の決議によって必要と認められた額を取り崩します。

3. 次期繰越剰余金には、営農指導・生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

(本年度) 2,057千円

(前年度) 3,009千円

## 2. 代表者確認書

私は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。

- ① 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制
- ② 業務の実施部署から独立した監査部(内部監査部署)が内部管理体制の適切性・有効性を検証し、重要な事項については理事会等に適切に報告する体制
- ③ 重要な経営情報については、理事会等へ適切に附議・報告する体制

令和4年6月28日  
三浦市農業協同組合  
代表理事組合長 杉野幸雄

## 3. 会計監査人の監査

令和2年度及び令和3年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けています。

#### 4. 損益の状況

##### (1) 利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	前 年 度	本 年 度	増 減
資金運用収支	164,647	159,797	△4,850
役務取引等収支	5,670	6,146	476
その他信用事業収支	△6,968	△8,851	△1,882
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	170,317 ( 0.63)	165,944 ( 0.62)	△4,373 ( △0.01)
事業粗利益 (事業粗利益率)	983,358 ( 2.96)	903,311 ( 2.74)	△80,046 ( △0.22)
事業純益	39,359	△23,447	△62,807
実質事業純益	40,189	△23,447	△63,636
コア事業純益	40,189	△23,447	△63,636
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	40,189	△23,447	△63,636

(注) 信用事業粗利益には、その他信用経常収支は加えてありません。

##### (2) 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項 目	前 年 度			本 年 度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	26,870,158	167,283	0.62	26,477,985	161,225	0.60
うち預金	25,315,949	144,858	0.57	25,037,864	141,115	0.56
うち有価証券	—	—	—	—	—	—
うち貸出金	1,554,209	22,425	1.44	1,440,120	20,109	1.39
資金調達勘定	28,156,418	2,635	0.00	27,905,257	1,427	0.00
うち貯金・定積	27,774,164	2,635	0.00	27,640,642	1,427	0.00
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	382,254	—	—	264,614	—	—
総資金利ざや	—		0.24	—		0.21

(注) 総資金利ざや＝資金運用利回－資金調達原価（資金調達利回＋経費率）

##### (3) 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	前年度増減額	本年度増減額
受 取 利 息	△5,315	△6,882
うち預金	△2,515	△4,566
うち有価証券	—	—
うち貸出金	△2,800	△2,315
支 払 利 息	△1,719	△1,208
うち貯金・定積	△1,719	△1,208
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	—	—
差 引	△3,596	△5,674

(注) 増減額は前年度対比です。

## 5. 事業の状況

### ◎ 販売事業

#### 販売品取扱実績

(単位：千円)

品名	区分	前年度	本年度
冬ダイコン白	受託	11,113	16,488
冬ダイコン青首	〃	1,220,009	1,188,938
春ダイコン	〃	408,988	623,546
ダイコン	買取	393,105	506,506
計		2,033,217	2,335,480
早春キャベツ	受託	385,998	416,264
春キャベツ	〃	2,240,312	1,144,788
キャベツ	買取	567,861	323,954
計		3,194,172	1,885,006
タカナ	受託	6,260	7,123
カリフラワー	〃	41,386	51,314
ブロッコリー	〃	3,428	4,589
レディーサラダ	〃	46,937	46,335
馬鈴薯	〃	994	1,190
スイカ	受託	133,945	286,689
小玉スイカ	〃	118,240	178,348
計		252,186	465,037
とうがん	受託	19,802	13,891
ミニとうがん	〃	68,709	69,790
カボチャ	〃	216,778	208,359
メロン	〃	9,993	10,191
トマト	〃	20,362	19,755
夏野菜	買取	5,548	839
割り干し大根	〃	1,988	2,342
その他	受託	124,004	108,152
通信販売	買取	3,020	8,893
その他	買取	9,531	10,705
受託計		5,077,269	4,395,758
買取計		981,055	853,242
合計		6,058,325	5,249,001

※ 今期から夏だよりを通信販売に含めて表示しています。(昨年までは夏野菜(買取)で表示)

◎ 営農事業

(単位：千円)

項 目		前 年 度	本 年 度
収入	実 費 収 入	19,792	18,383
	開 発 研 究 収 入	1,902	2,057
	計	21,694	20,441
支出	生産共同作業費	16,946	14,460
	営農改善費	3,995	4,495
	土壌診断費	660	773
	トラクター利用費	504	712
	集団健診費	894	782
	開発研究費	1,890	2,146
	堆肥工場費	385	390
	巡回費	1,045	927
	計	26,323	24,687
収 支 差 額		△4,628	△4,246

◎ 購買事業

購買品取扱実績

(単位：千円)

品 目		前 年 度	本 年 度
生産資材	肥 料	504,029	498,920
	農 機 具	185,251	175,309
	飼 糧	4,806	5,434
	農 薬	507,808	487,268
	生 産 資 材	1,283,892	1,138,815
	種 苗	268,021	264,872
	車 両	77,648	79,906
	小 計	2,831,457	2,650,526
生活物資	生 活 物 資	133,550	150,877
	主 食	21,998	18,642
	燃 料	558,763	615,248
	小 計	714,312	784,767
合 計		3,545,769	3,435,293

※ 代理人取引に係る取扱高を含みます。

◎ 信用事業

(1) 貯金

① 科目別貯金平均残高

(単位：千円、%)

項目	前年度	本年度	増減
流動性貯金	17,108,330 ( 61.6)	17,364,891 ( 62.8)	256,561
定期性貯金	10,647,210 ( 38.3)	10,256,365 ( 37.1)	△390,844
その他の貯金	18,623 ( 0.0)	19,385 ( 0.1)	761
合計	27,774,164 (100.0)	27,640,642 (100.0)	△133,521

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金  
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金  
 3. ( ) 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：千円、%)

項目	前年度	本年度	増減
定期貯金	10,409,865 (100.0)	9,939,829 (100.0)	△470,036
うち固定金利定期	10,409,865 (100.0)	9,939,829 (100.0)	△470,036

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金  
 2. ( ) 内は構成比です。

(2) 貸出金

① 科目別貸出金平均残高

(単位：千円)

項目	前年度	本年度	増減
証書貸付	1,550,925	1,435,702	△115,223
当座貸越	3,283	4,417	1,134
金融機関貸付	—	—	—
合計	1,554,209	1,440,120	△114,088

② 貸出金の金利条件別内訳

(単位：千円、%)

項目	前年度	本年度	増減
固定金利貸出	455,210 ( 49.6)	586,791 ( 60.5)	131,580
変動金利貸出	461,547 ( 50.3)	382,408 ( 39.4)	△79,139
合計	916,758 (100.0)	969,199 (100.0)	52,440

- (注) 1. 当座貸越、無利息案件を除いて表示しています。  
 2. ( ) 内は構成比です。



③ 貸出金の担保別内訳

(単位：千円)

項 目	前 年 度	本 年 度	増 減
貯 金 等	77,104	65,500	△11,603
不 動 産	403,974	339,455	△64,518
そ の 他 担 保 物	76,926	59,398	△17,527
計	558,005	464,354	△93,650
農業信用基金協会保証	882,679	918,102	35,422
そ の 他 保 証	—	—	—
計	882,679	918,102	35,422
信用・連帯保証人	—	—	—
合 計	1,440,684	1,382,457	△58,227

④ 債務保証の担保別内訳

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳

(単位：千円)

項 目	前 年 度	本 年 度	増 減
設 備 資 金	1,165,193 ( 80.8)	1,196,878 ( 86.5)	31,684
運 転 資 金	275,491 ( 19.1)	185,579 ( 13.4)	△89,912
合 計	1,440,684 (100.0)	1,382,457 (100.0)	△58,227

(注) ( ) 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：千円、%)

項 目	前 年 度	本 年 度	増 減	
法 人	農 林 水 産 業	— ( — )	— ( — )	—
	製 造 業	— ( — )	— ( — )	—
	建 設 ・ 不 動 産 業	— ( — )	— ( — )	—
	卸売・小売業・サービス業	3,500 (100.0)	2,800 ( 30.4)	△700
	地方公共団体・非営利法人	— ( — )	— ( — )	—
	そ の 他 法 人	— ( — )	6,400 ( 69.5)	6,400
小 計	3,500 ( 0.2)	9,200 ( 0.6)	5,700	
個 人	1,437,184 ( 99.7)	1,373,257 ( 99.3)	△63,927	
合 計	1,440,684 (100.0)	1,382,457 (100.0)	△58,227	

(注) ( ) 内は構成比です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位：千円)

種 類	前 年 度	本 年 度	増 減
農 業	947,607	972,783	25,175
野菜・園芸	933,219	949,446	16,226
その他農業	14,388	23,337	8,949
農業関連団体等	—	—	—
合 計	947,607	972,783	25,175

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体」には、農協や全農とその子会社等が含まれています。

(2) 資金種類別

<貸出金>

(単位：千円)

種 類	前 年 度	本 年 度	増 減
プロパー資金	737,136	770,778	33,641
農業制度資金	210,471	202,005	△8,466
農業近代化資金	25,367	13,868	△11,499
その他制度資金	185,104	188,137	3,033
合 計	947,607	972,783	25,175

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、① 地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、② 地方公共団体が利子補給等を行うことで農協が低利で融資するもの、③ 日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農地取得資金、担い手育成資金などが該当します。

<受託貸付金>

該当する資金はありません。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況  
(単位：千円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	前年度	85,935	85,781	—	153	85,935
	本年度	82,573	82,573	—	—	82,573
危険債権	前年度	1,610	1,610	—	—	1,610
	本年度	6,110	6,110	—	—	6,110
要管理債権	前年度	18,180	18,180	—	—	18,180
	本年度	792	792	—	—	792
三月以上延滞債権	前年度	18,180	18,180	—	—	18,180
	本年度	792	792	—	—	792
貸出条件緩和債権	前年度	—	—	—	—	—
	本年度	—	—	—	—	—
小計	前年度	105,725	105,571	—	153	105,725
	本年度	89,476	89,476	—	—	89,476
正常債権	前年度	1,336,096				
	本年度	1,294,132				
合計	前年度	1,441,821				
	本年度	1,384,699				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

- ⑨ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況  
該当する取引はありません。

- ⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

項 目	前 年 度				本 年 度					
	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	3,777	4,606	—	3,777	4,606	4,606	4,349	—	4,606	4,349
個別貸倒引当金	63,539	49,864	—	63,539	49,864	49,864	43,071	0	49,864	43,071
合 計	67,317	54,471	—	67,317	54,471	54,471	47,421	0	54,471	47,421

- ⑪ 貸出金償却の額

(単位：千円)

項 目	前 年 度	本 年 度
貸 出 金 償 却 額	—	—

- (3) 為 替  
内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類		前 年 度		本 年 度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	5,188	25,145	5,625	23,963
	金 額	4,679,069	7,565,210	4,713,839	7,228,458
代金取立為替	件 数	3	—	3	—
	金 額	792	—	792	—
雑 為 替	件 数	68	31	70	17
	金 額	23,925	381	24,456	582
計	件 数	5,308	25,232	5,733	24,015
	金 額	4,703,786	7,565,592	4,739,087	7,229,041

- (4) 有価証券等  
該当する取引はありません。

- (5) 時価情報等  
該当する取引はありません。

◎ 共済事業

(1) 長期共済新契約

(単位：千円)

種 類	前 年 度	本 年 度
生 命 総 合 共 済	399,439	273,614
終 身 共 済	347,939	233,614
養 老 生 命 共 済	49,500	38,000
う ち こ ど も 共 済	49,500	9,000
医 療 共 済	2,000	2,000
建 物 更 生 共 済	5,111,130	3,453,250
長 期 共 済 合 計	5,510,569	3,726,864
年 金 共 済	30,924	4,317

(注) 金額は保障金額（医療共済の保障金額は付加された定期特約金額等、年金共済は年金年額（利率変動型年金は最低保証年金額））です。

(2) 長期共済保有高

(単位：千円)

種 類	前 年 度	本 年 度
生 命 総 合 共 済	18,493,339	16,826,753
終 身 共 済	12,065,174	11,341,349
定 期 生 命 共 済	3,500	3,500
養 老 生 命 共 済	6,233,128	5,290,867
う ち こ ど も 共 済	1,333,000	1,220,000
医 療 共 済	30,500	31,500
が ん 共 済	15,000	15,000
定 期 医 療 共 済	58,500	57,000
介 護 共 済	87,537	87,537
建 物 更 生 共 済	43,286,830	42,875,680
長 期 共 済 合 計	61,780,170	59,702,433
年 金 共 済	217,588	213,957
支 払 開 始 前	154,494	150,339
支 払 開 始 後	63,094	63,618
共 済 付 加 収 入	76,674	69,327

(注) 1. 金額（「共済付加収入」を除く。）は保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済・定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む。）、介護共済は一時払介護共済の死亡給付金額、年金共済は年金年額（利率変動型年金は最低保証年金額））です。

2. 「共済付加収入」には医療共済・がん共済・定期医療共済（入院共済金額）、年金共済（年金年額）、介護共済（介護共済金額）の共済付加収入が含まれています。

## (3) 短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類		前 年 度	本 年 度
掛 金	火 災 共 済	4,154	3,768
	自 動 車 共 済	75,512	72,277
	傷 害 共 済	2,332	2,443
	自 賠 責 共 済	14,121	13,707
	そ の 他	172	144
計		96,294	92,342
共 済 付 加 収 入		21,019	20,980

## 6. 経営指標

### (1) 利益率

(単位：%)

項 目	前 年 度	本 年 度	増 減
総資産経常利益	0.32	0.16	△0.16
資本経常利益	3.63	1.86	△1.77
総資産当期純利益	0.18	0.12	△0.06
資本当期純利益	2.03	1.34	△0.69

### (2) 貯貸率・貯証率

(単位：%)

項 目		前 年 度	本 年 度
貯 貸 率	期 末	5.16	4.94
	期中平均	5.59	5.21
貯 証 率	期 末	—	—
	期中平均	—	—

### (3) 職員一人当たり指標

(単位：千円)

項 目		前 年 度	本 年 度
信用事業	貯金残高	3,187,091	3,780,186
	貸出金残高	480,228	460,819
共済事業	長期共済保有高	8,521,402	9,045,823
経済事業	購買品取扱高	73,411	71,345
	販売品取扱高	262,265	231,233

### (4) 一店舗当たり指標

(単位：千円)

項 目	前 年 度	本 年 度
貯 金 残 高	27,887,050	27,973,378
貸 出 金 残 高	1,440,684	1,382,457

## 7. 自己資本の充実の状況

### (1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項 目	前 年 度	本 年 度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	2,958,659	2,968,098
うち、出資金及び資本準備金の額	611,417	604,524
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	2,394,065	2,390,468
うち、外部流出予定額	△46,087	△26,023
うち、上記以外に該当するものの額	△735	△871
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,606	4,349
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,606	4,349
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,963,266	2,972,448
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	15,493	9,042
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	15,493	9,042
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—



項 目	前 年 度	本 年 度
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	15,493	9,042
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	2,947,772	2,963,405
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	13,033,133	14,041,190
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	1,770,466	1,720,157
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	14,803,600	15,761,347
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	19.91%	18.80%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当組合は、信用リスク・アセットの算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当組合が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## (2) 自己資本の充実度に関する事項

## ① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

		前年度			本年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
	現金	110,163	—	—	133,993	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	26,131,783	5,226,356	209,054	25,125,918	5,025,183	201,007
	法人等向け	—	—	—	—	—	—
	中小企業等向け及び個人向け	78,420	47,289	1,891	58,018	35,117	1,404
	抵当権付住宅ローン	12,986	4,474	178	11,405	3,913	156
	不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
	3月以上延滞等	208,918	213,035	8,521	192,167	205,410	8,216
	取立未済手形	3,687	737	29	4,219	843	33
	信用保証協会等保証付	883,046	83,309	3,332	918,696	87,851	3,514
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
	出資等	187,760	187,760	7,510	187,990	187,990	7,519
	（うち出資等のエクスポージャー）	187,760	187,760	7,510	187,990	187,990	7,519
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	上記以外	5,108,186	7,270,170	290,806	5,594,525	8,494,879	339,795
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	1,433,260	3,583,150	143,326	1,933,260	4,833,150	193,326

(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	52,256	130,640	5,225	42,036	105,090	4,203
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	3,622,670	3,556,379	142,255	3,619,229	3,556,638	142,265
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	32,724,953	13,033,133	521,325	3,226,935	14,041,190	561,647
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	32,724,953	13,033,133	521,325	32,226,935	14,041,190	561,647
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	a	b = a × 4 %	a	b = a × 4 %		
	1,770,466	70,818	1,720,157	68,806		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		
	a	b = a × 4 %	a	b = a × 4 %		
	14,803,600	592,144	15,761,347	630,453		

- (注) 1. 「エクスポージャー」の区分は告示の項目に沿って表示しています。
2. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
3. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
4. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
5. 「上記以外」には、その他の資産（固定資産等）が含まれます。
6. 当組合では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

$$\text{＜オペレーショナル・リスク相当額を8％で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞}$$

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(3) 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当組合は、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたり、リスク・ウェイトの判定に使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び3月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

区 分		前年度				本年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	3月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	3月以上延滞エクスポージャー
国 内		32,724,953	1,442,961	—	208,918	32,226,935	1,384,414	—	192,167
国 外		—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		32,724,953	1,442,961	—	208,918	32,226,935	1,384,414	—	192,167
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	26,126,829	—	—	—	25,125,918	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	3,500	3,500	—	—	2,800	2,800	—	—
	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	6,400	6,400	—	—	
個 人		1,522,919	1,439,461	—	208,918	1,423,812	1,375,214	—	192,167
その他		5,071,704	—	—	—	5,668,004	—	—	—
業種別残高計		32,724,953	1,442,961	—	208,918	32,226,935	1,384,414	—	192,167
1年以下		26,229,069	102,239	—	/	25,183,359	57,440	—	/
1年超3年以下		281,856	281,856	—		358,858	358,858	—	
3年超5年以下		405,922	405,922	—		344,462	344,462	—	
5年超7年以下		154,037	154,037	—		126,016	126,016	—	
7年超10年以下		117,597	117,597	—		109,099	109,099	—	
10年超		225,903	225,903	—		271,652	271,652	—	
期限の定めのないもの		5,310,566	155,404	—		5,833,486	116,884	—	
残存期間別残高計		32,724,953	1,442,961	—		32,226,935	1,384,414	—	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

	前年度					本年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	3,777	4,606	—	3,777	4,606	4,606	4,349	—	4,606	4,349
個別貸倒引当金	63,539	49,864	—	63,539	49,864	49,864	43,071	0	49,864	43,071

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

	前年度						本年度						
	個別貸倒引当金					貸出 金償 却	個別貸倒引当金					貸出 金償 却	
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		
		目的 使用	その他				目的 使用	その他					
国内	63,539	49,864	—	63,539	49,864	/	49,864	43,071	0	49,864	43,071	/	
国外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—		—
地域別計	63,539	49,864	—	63,539	49,864		49,864	43,071	0	49,864	43,071		
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	卸売・小売・飲 食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	日本国政府・地 方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	63,539	49,864	—	63,539	49,864	—	49,864	43,071	0	49,864	43,071	—	
業種別計	63,539	49,864	—	63,539	49,864	—	49,864	43,071	0	49,864	43,071	—	

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

		前年度			本年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	—	241,979	241,979	—	248,262	248,262
	リスク・ウェイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	833,091	833,091	—	878,511	878,511
	リスク・ウェイト20%	—	26,135,471	26,135,471	—	25,130,138	25,130,138
	リスク・ウェイト35%	—	12,784	12,784	—	11,182	11,182
	リスク・ウェイト50%	—	45,181	45,181	—	43,231	43,231
	リスク・ウェイト75%	—	63,052	63,052	—	46,822	46,822
	リスク・ウェイト100%	—	3,784,195	3,784,195	—	3,767,546	3,767,546
	リスク・ウェイト150%	—	123,680	123,680	—	125,943	125,943
	リスク・ウェイト250%	—	1,485,516	1,485,516	—	1,975,296	1,975,296
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—	—	—	—
計		—	32,724,953	32,724,953	—	32,226,935	32,226,935

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

#### (4) 信用リスク削減手法に関する事項

##### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「貸出金と自組合貯金の相殺」、「保証」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

また、貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。



② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	前 年 度			本 年 度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品 取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	9,776	—	—	6,851	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
3月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	62,805	—	—	55,854	—	—
合 計	72,581	—	—	62,706	—	—

(注) 1. 「エクスポージャー」の区分は告示の項目に沿って表示しています。

2. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
3. 「上記以外」には、現金、中小企業等及び個人向け貸出金のうち小口分散基準に該当しない貸出金、その他の資産（固定資産等）が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項  
該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項  
該当する取引はありません。

(7) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されるものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理します。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的とします。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めます。

②その他の有価証券については、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する運用会議を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告します。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社株式と、③系統および系統外出資は、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金の計上又は直接償却を実施し、②その他有価証券は時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	前年度		本年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	1,621,020	1,621,020	2,121,250	2,121,250
計	1,621,020	1,621,020	2,121,250	2,121,250

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## (8) 金利リスクに関する事項

### ① 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当組合では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

#### ◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当組合では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当組合は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当組合は、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

#### ◇金利リスクの算定手法の概要

当組合では、経済価値ベースの金利リスク量 ( $\Delta$ EVE) については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.25 年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提  
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
変動はありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
該当ありません。

◇ $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明  
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NIIと大きく異なる点  
特段ありません。

## ② 金利リスクに関する事項

(単位：千円)

IRRBB1：金利リスク					
		$\Delta$ NII		$\Delta$ EVE	
		前年度	本年度	前年度	本年度
1	上方パラレルシフト	15,550	7,433	$\Delta$ 134,350	$\Delta$ 149,466
2	下方パラレルシフト	—	28	$\Delta$ 2,236	12,128
3	スティープ化			$\Delta$ 37,149	$\Delta$ 41,033
4	フラット化			19,590	23,644
5	短期金利上昇			$\Delta$ 37,155	$\Delta$ 46,927
6	短期金利低下			$\Delta$ 737	15,256
7	最大値	15,550	7,433	$\Delta$ 2,236	12,128
		前年度		本年度	
8	自己資本の額	2,947,772		2,963,405	

- ・「 $\Delta$ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「 $\Delta$ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

## 8. キャッシュ・フロー計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金 額
1 事業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期利益	49,944
減価償却費	74,702
減損損失	—
貸倒引当金の増加額	△7,050
賞与引当金の増加額	△10,000
退職給付引当金の増加額	△18,319
その他引当金の増加額	3,769
信用事業資金運用収益	△161,225
信用事業資金調達費用	1,435
共済貸付金利息	—
共済借入金利息	—
受取雑利息及び受取出資配当金	△34,211
支払雑利息	—
圧縮特別勘定取崩益	—
収用補償金	—
金銭の信託の運用損益	—
固定資産売却損益	△320
固定資産除却損	602
外部出資関係損益	—
固定資産圧縮損	—
・・・・・・・・・・・・・・・・	
(信用事業活動による資産及び負債の増減)	
貸出金の純増減	58,227
預金の純増減	150,000
貯金の純増減	86,327
信用事業借入金の純増減	△106,645
その他の信用事業資産の純増減	1,251
その他の信用事業負債の純増減	△6,335
・・・・・・・・・・・・・・・・	
(共済事業活動による資産及び負債の増減)	
共済貸付金の純増減	—
共済借入金の純増減	—
共済資金の純増減	△20,401
未経過共済付加収入の純増減	△1,653
その他の共済事業資産の純増減	896
その他の共済事業負債の純増減	△36

科 目	金 額
・・・・・・・・・・・・・・・・	
(経済事業活動による資産および負債の純資産)	
受取手形及び経済事業未収金の純増減	116,629
棚卸資産の純増減	△6,773
支払手形及び経済事業未払金の純増減	△314,844
その他の経済事業資産の純増減	△1,975
その他の経済事業負債の純増減	△12,769
・・・・・・・・・・・・・・・・	
(その他の資産及び負債の増減)	
・・・・・・・・・・・・・・・・	
その他の資産の純増減	△3,272
その他の負債の純増減	△90,856
未払消費税等の増減額	—
信用事業資金運用による収入	161,117
信用事業資金調達による支出	△1,637
共済貸付金利息による収入	—
共済借入金利息による支出	—
事業の利用分量に対する配当金の支払額	△40,000
・・・・・・・・・・・・・・・・	
小 計	△133,423
雑利息及び出資配当金の受取額	34,211
収用補償金の収入	—
・・・・・・・・・・・・・・・・	
法人税等の支払額	△530
事業活動によるキャッシュ・フロー	△99,741
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	—
有価証券の売却による収入	—
有価証券の償還による収入	—
金銭の信託の増加による支出	—
金銭の信託の減少による収入	—
補助金等の受入れによる収入	4,109
固定資産の取得による支出	△223,585
固定資産の売却による収入	320
外部出資による支出	△500,230
外部出資の売却等による収入	—
・・・・・・・・・・・・・・・・	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△719,386
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
設備借入れによる収入	—

科 目	金 額
設備借入金の返済による支出	—
出資の増額による収入	5,890
出資の払戻しによる支出	△7,745
回転出資の受入による収入	—
回転出資の払戻しによる支出	—
持分の取得による支出	△735
持分の譲渡による収入	735
出資配当金の支払額	△6,087
少数株主への配当金支払額	—
・・・・・・・・・・・・・・・・	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,943
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	△827,071
6 現金及び現金同等物の期首残高	5,385,763
7 現金及び現金同等物の期末残高	4,558,691

注意事項

1.現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書（「連結キャッシュ・フロー計算書」）における資金の範囲は、貸借対照表（「連結貸借対照表」）上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金、及び通知預金となっています。

2.現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表（連結貸借対照表）科目の金額との関係

現金及び預金勘定	25,259,691 千円
別段貯金、定期預金及び譲渡性預金	20,701,000 千円
現金及び現金同等物	4,558,691 千円



